

(4) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和4年度決算)	3,444,566千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,116千円
支給実績(令和3年度決算)	3,523,012千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	1,125千円

(注) 休日給を含む。

(4) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給基準	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】9,000円(子が満16歳年の誕生日の前22日) (1)扶養親族が13,000円 (2)子以外の扶養親族 6,000円(課税数は3,000円)	同じ	—	315,945千円	196,361円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払った住居を、主として勤務の職員のために支給し、管理職には支給されない 【支給額】15,000円	同じ	—	14,981千円	176,249円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による人員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】52,000～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	223千円	※
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】(1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額(1月当たり限度額55,000円) (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①、②)×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)	同じ	—	397,787千円	138,217円

単身赴任手当	【内容】公費を異にする異動に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを希望とする職員に支給 【支給額】(1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～60,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】22,600～140,800円	同じ	—	34,606千円	1,153,340円
宿日直手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給基準】6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	【内容】指定職給料表適用職員・管理職が、職務又は緊急の必要その他の理由により、休日又は休日以外に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、連休日又は休日以外の日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 【支給単価】(1)4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) (2)2,000～6,000円	同じ	—	31千円	※
夜勤手当	【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	63,905千円	42,746円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業
ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率	
				B/A	(参考) 令和3年度の職員給与費に占める職員給与費比率 %
令和4年度	138,463,138	△447,605	35,998,826	26.0	27.1

区分	職員数 A 人	給料 千円	給与費		1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
			職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
令和4年度	3,720	13,423,692	8,321,611	6,319,620	28,064,923	7,544
令和4年度	3,720	13,423,692	8,321,611	6,319,620	28,064,923	7,725

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	44.1歳	376,840円	638,433円
団体平均	43.8歳	375,473円	636,491円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(ウ) 地下鉄(運転士)

区分	公務員		
	平均年齢	職員数	基本給
東京都	47.9歳	688人	375,493円
			638,262円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額(B)	
全国計	鉄道運転従事者	40.0歳	525,100円	1.22

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	7,659,147円	6,301,100円	1.22

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成31年から令和3年までの3年平均)。
 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。
 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
 4 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤勉手当

区分	東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1,702千円	1,544千円
(令和4年度支給割合)		
期末手当	2.40月分	2.40月分
勤勉手当	2.15月分	2.15月分
(加算措置の状況)	1.35月分	1.05月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階・職務の級等による加算措置	3~20%	3~20%
・職務段階別加算	15~25%	15~25%
・管理職加算		

(イ) 退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	自己都合 勤奨・定年
勤続2.0年	23.00月分	23.00月分
勤続2.5年	30.50月分	30.50月分
勤続3.5年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	1人当たり平均支給額 2,175千円	定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)
(注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員で支給された平均額である。	1人当たり平均支給額 2,256千円	1人当たり平均支給額 2,623千円
(イ) 地域手当(令和5年4月1日現在)		
支給率(令和4年度決算)	2,774,351千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	752,468円	

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
特別区	20.0%	3,615人	20.0%
市/川市	20.0%	54人	当該地域に公署なし

(2) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	247,755千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	83,928円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	79.4%
手当の種類(手当数)	2種類
手当の名称	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
主たる支給対象職員	令和4年度決算
乗務員、交替勤務 交替制勤務等 変則勤務	1勤務450円～ 1,200円 待機10分につき 50円
特定理操作手当	8,816千円 日額200円～230円 1件につき1,000円

(3) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和4年度決算)	3,599,834千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	968千円
支給実績(令和3年度決算)	3,701,250千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	1,004千円

(注) 休日給を含む。

(4) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	【内容】居住する者の職員に支給 【支給額】 (1) 扶養親族を有する職員に支給 1) 原則として、3,000円(子が満16歳未満の場合には18,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000円 (課税額は3,000円)	同じ	—	362,704千円	211,736円
住居手当	【内容】居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 【支給額】 1) 原則として、3,000円 2) 子が満16歳未満の場合には18,000円 3) 子が満16歳未満の場合には、管理職には支給されない 【支給額】 15,000円	同じ	—	40,633千円	188,117円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ	同じ	—	559千円	※

採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100円 ※大学卒業後40年間	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券類(1月当たり限度額55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①、②)×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)	同じ	625,465千円	172,542円
管理職 【支給額】 22,600～140,800円	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が同じ等の場合に加算)	同じ	—	80,093千円
宿日直 【支給額】 6,000円	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給額】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—
管理職特別勤務 【支給額】 136千円	【内容】 (1) 指定職給料業務用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対応その他特別の日又は休日と見做す日であったり、定員の勤務時間以外に勤務した場合に支給 【支給額】	同じ	—	136千円

	(1) 5,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2) 2,000～6,000円			
夜勤手当	【内訳】 正真正の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務するときに支給 【支給率】 1時間あたり 額×25/100	同じ	529,089千円	184,020円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業
ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実収収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和4年度	千円 845,590	千円 175,832	千円 160,416	% 19.0	% 23.4

区分	職員数 A	給与料		職員手当 期末・勤続手当		費用計		1人当たり 給与費 B/A		(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費
		千円	円	千円	円	千円	円	千円	千円	
令和4年度	人 20	千円 75,962	円 32,992	千円 38,066	円 147,020	千円 7,351	円 6,611			

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	40.6歳	395,748円	626,036円
団体平均	45.0歳	354,032円	550,346円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。
2 団体平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

東 京 都	参考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 千円 1,813	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 千円 1,844
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 (1.05)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
 1人当たり平均支給額 15,517千円 ※ 1人当たり平均支給額 2,623千円 22,420千円

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
 2 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ロ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
 1人当たり平均支給額 15,517千円 ※ 1人当たり平均支給額 2,623千円 22,420千円

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
 2 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ハ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
 1人当たり平均支給額 15,517千円 ※ 1人当たり平均支給額 2,623千円 22,420千円

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
 2 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
 1人当たり平均支給額 15,517千円 ※ 1人当たり平均支給額 2,623千円 22,420千円

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
 2 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ニ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
 1人当たり平均支給額 15,517千円 ※ 1人当たり平均支給額 2,623千円 22,420千円

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
 2 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ホ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の戻同との異同	執行職の戻同との異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の戻同との異同	執行職の戻同との異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】(1) 子 9,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合)は13,000円 (2) 子以外の扶養親族 6,000円(養長級は3,000円)	同じ	—	1,462千円	182,723円
住居手当	【内容】住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 【支給額】(1) 子 561千円 (2) 子以外の扶養親族 187,180円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	561千円	187,180円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】52,000円~175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	6千円	※
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】(1)交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり)戻差額55,000円) (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①、②)×6月 ①一般：2,600~15,000円 ②障害者：4,500~37,200円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり)戻差額55,000円)	同じ	—	2,530千円	115,001円
単身赴任手当	【内容】公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】(1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000~60,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が同じような場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職	【内容】	同じ	—	2,268千円	1,134,006円

手当	管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800円				
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対応その他、臨時又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて近接の勤務時間以外に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2)2,000～6,000円	同じ	—	1千円	※
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たり ×25/100	同じ	—	10千円	※

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業
ア 職員給与費の状況

区分	総費用		純損益又は 実質収支		職員給与費		総費用に占める(備考)	
	A 千円	千円	千円	千円	B 千円	千円	B/A %	令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和4年度	311,282,170	20,052,725	31,735,977	10.2			10.6	

区分	給与費				1人当たり		
	職員数 A 人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円	給与費 B/A 千円	(備考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
令和4年度	3,710	12,963,316	6,647,110	6,114,168	25,724,594	6,934	6,760

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	43.7歳	375,953円	599,482円
団体平均	44.1歳	357,391円	563,334円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。
2 団体平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ウ) 期末手当・勤働手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (令和4年度)	1,726 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度)	1,844 千円
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤働手当	期末手当	勤働手当
2.40 月分	2.15 月分	2.40 月分	2.15 月分
(1.35) 月分	(1.05) 月分	(1.35) 月分	(1.05) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・職務段階別加算 3～20%	・職務段階別加算 3～20%	・職務段階別加算 3～20%	・職務段階別加算 3～20%
・管理職加算 15～25%	・管理職加算 15～25%	・管理職加算 15～25%	・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合	勤続・定年	勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)	定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 2,591千円	1人当たり平均支給額 2,591千円	1人当たり平均支給額 2,623千円	1人当たり平均支給額 2,623千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	支給率	支給対象職員数	2,681,433 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)			755,972 円
支給対象地域			一般行政職の制度 (支給率)
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東大和市、稲城村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	3,322 人	20.0 %
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0 %	225 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	支給率	支給対象職員数	38,533 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)			59,927 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)			17.8 %
手当の種類 (手当数)			5 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給率額 (令和4年度決算)
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅんげん山地等における実作業等	227 千円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	108 千円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	6,679 千円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	14,858 千円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	16,661 千円

(ウ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (令和4年度決算)	支給率	支給対象職員数	2,766,003 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)			764 千円
支給実績 (令和3年度決算)			2,804,348 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)			770 千円

(注) 休日給を含む。

(4) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 一職の 規定と 異なる 内容	一般行政職の 一職の 規定と異なる 内容	支給金額 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給単価 (令和4年度決算)
扶養手当	【内容】 【支給額】 ① 子 9,000 円 (子が満 16 歳 年度初めから満 22 歳年度末ま での場合は 13,000 円) ② 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は 3,000 円)	同じ	—	280,024 千円	204,281 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借 り交け、月額 1 万円以上、住宅 賃金控除限度額 3 万円未満の職 員にのみ支給し、管理職には支給 されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	80,784 千円	177,158 円
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用 し運賃等の負担を常例とする 職員又は自転車等交通用具の使 用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額 (1月当たり)限度額 55,000 円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離 に応じた定額 ①～③×6月 ①一般 2,600～15,000 円 ②通勤不便 3,900～29,700 円 ③障害者 4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計 額(1月当たり)限度額 55,000 円)	同じ	—	598,942 千円	174,568 円
単身性任 手当	【内容】 公務を異にする異動等に伴い、 転居し、やむを得ない事情により 配偶者と別居し、距離制限(80km 以上)を満たし、単身で生活する ことを常例とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が 1000m以上、住居が島しょ等の 場合に加算)	同じ	—	528 千円	528,000 円
管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職 員のうち特に指定するものに支 給 【支給額】 22,600～129,600 円	同じ	—	173,091 千円	1,109,580 円

手当名	内容及び支給単価	支給額	支給職員1人当たり 平均支給単価 (令和4年度決算)
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員 が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—
管理職 特別勤務 手当	【内容】 管理職が従事への対応その他 の臨時又は緊急の必要に上り 週末日又は休日以外の日、午前 0時から午前5時までの間 であって正規の勤務時間以外 の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000 円(勤務時間が 6時間超の場合)は、6,000 円) (2)2,000～8,000 円	同じ	—
夜勤手当	【内容】 1日当りの勤務時間として、午後10 時から翌日午前5時までの間に 勤務したことを命じられた職員 が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の 額×25/100	同じ	—
寒冷地 手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給 (1～3月のみ) 【支給額】 (1)世帯主 6,100 円 (2)同居扶養親族無 3,300 円 (3)その他 2,400 円	同じ	—

(5) 工業用水道事業(令和5年3月31日事業終了)
ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A		純損益又は 実質収支		職員給与費 B		総費用に占める 職員給与費比率 B/A		(参考) 令和3年度の総費用 に占める職員給与費 比率	
	千円	円	千円	円	千円	円	%	%	%	%
令和4年度	26,337,080		△6,237,229		54,760		0.2		1.4	

区分	職員数 A	給料		職員手当		期末・勤労手当		計 B	1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		千円	円	千円	円	千円	円			
令和4年度	7	24,445		11,487		13,536		49,468	7,067	6,358

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	— 歳	— 円	— 円
団体平均	44.5 歳	347,296 円	528,656 円

- (注) 1 東京都工業用水道事業は令和5年3月31日をもって事業終了。
 2 平均月収額には、期末・勤労手当等を含む。
 3 団体平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における工業用水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況
(イ) 期末手当・勤労手当

東	京		都		参考(東京都の知事部局等)
	1人当たり平均支給額(令和4年度)	千円	1人当たり平均支給額(令和4年度)	千円	
(令和4年度支給割合)	勤労手当		勤労手当		(令和4年度支給割合)
期末手当	2.40 月分	2.15 月分	2.40 月分	2.15 月分	期末手当
(1.35) 月分	(1.05) 月分	(1.35) 月分	(1.05) 月分	(1.05) 月分	1,844 千円

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(令和5年4月1日現在)

東	京		都		参考(東京都の知事部局等)
	(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)	
勤続2.0年	23.00月分	23.00月分	勤続2.0年	23.00月分	23.00月分
勤続2.5年	30.50月分	30.50月分	勤続2.5年	30.50月分	30.50月分
勤続3.5年	43.00月分	43.00月分	勤続3.5年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,623千円
 22,420千円
 1人当たり平均支給額 —千円
 1人当たり平均支給額 —千円
 (注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	5,224 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	870,680 円
支給対象地域	一般行政職の制度 (支給率)
支給率	支給対象職員数
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	6 人
20.0 %	20.0 %
20.0 %	0 人
朝霞市、三郷市、川崎市	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)	— %		
手当の種類 (手当数)	5 種類		
手当の名称	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所職	— 千円	日額 370 円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	— 千円	1 時間 73 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	— 千円	1 時間 40～500 円
変則勤務手当	交替勤務等職員	— 千円	1 勤務 400～1,000 円
徴収整理手当	営業所等職員	— 千円	1 枚 10～75 円

(オ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (令和4年度決算)	3,181 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	454 千円
支給実績 (令和3年度決算)	5,447 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	778 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	職の制度との異同	一般行政職の内容と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円 (子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 13,000 円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (直系は 3,000 円)	同じ	—	600 千円	300,000 円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	480 千円	160,000 円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額 (1月当たり) 限度額 55,000 円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①～③) × 6 月 ① 一般 2,600～15,000 円 ② 通勤不便 3,900～29,700 円 ③ 障害者 4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1) と (2) の合計額 (1月当たり) 限度額 55,000 円)	同じ	—	917 千円	152,903 円
単身赴任手当	【内容】公費を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により (80 km 以上) を満たし、単身で生活することを所況とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が 100km 以上、住居が同じ場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～129,600 円	同じ	—	1,075 千円	1,075,000 円

宿日直手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職特別勤務手当	【内容】(1)指定職給料表適用職員・管理職の滞留の必要により、週休日は休日勤務の場合に支給(2)管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日で午前0時から午前5時までの間で出勤し、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】(1)4,000円(2)8,000円(3)16,000円(4)27,000円(5)2,000円～6,000円	同じ	—	10千円	10,000円
夜勤手当	【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	—	—
寒冷地手当	【内容】寒冷地に在勤する職員に支給(1)～3月のみ 【支給額】(1)世帯主 6,100円(2)同居扶養親族無 3,300円(3)その他 2,400円	同じ	—	—	—

(6) 下水道事業
ア 職員給与と費の状況

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与と費 B 千円	総費用に占める 令和3年度の従前期に 占める職員給与と費比率 %
令和4年度	363,715,149	7,546,908	21,385,532	5.9

区分	給与		と		費		1人当たり 給与と費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与と費 千円
	職員数 A 人	給料 千円	職員手当 千円	期末・勤労手当 千円	計 B 千円	B/A %		
令和4年度	2,492	8,880,005	4,059,481	3,507,456	16,446,942	6,600	6,447	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与と費については、再任用職員(長時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均年収及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 円	平均年収 円
東京都	41.0歳	374,350円	573,346円
団体平均	43.5歳	359,396円	537,156円

- (注) 1 平均年収には、期末・勤労手当等を含む。
2 団体平均は、令和3年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における下水道事業の平均で、再任用長時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

東 京 都		参 考 (東京都の知事部高等)	
1人当たり平均支給額(令和4年度)	1,425千円	1人当たり平均支給額(令和4年度)	1,844千円
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	2.40月分	期末手当	2.15月分
(1.35)月分	(1.05)月分	(1.35)月分	(1.05)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職前上の段階、職務の級等による加算措置	3～20%	職前上の段階、職務の級等による加算措置	3～20%
・職務段階別加算	3～20%	・職務段階別加算	3～20%
・管理職加算	15～25%	・管理職加算	15～25%

(イ) 退職手当(令和5年4月1日現在)

東 京 都		参 考 (東京都の知事部高等)	
(支給率)	自己都合 23.00月分	(支給率)	自己都合 23.00月分
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分

勤続3.5年	43.00月分	43.00月分	勤続3.5年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 27,786千円			1人当たり平均支給額 2,623千円		
1人当たり平均支給額 27,786千円			1人当たり平均支給額 22,420千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(イ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	1,839,683千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	2,518 人	20.0 %

(ロ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	42,885千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	59,728円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	29 %		
手当の種類(手当数)	4種類		
手当の名称	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
調査・折衝等業務手当	下水道事務所職員業務	1,039千円	日額200~365円
管きよ・センター作業手当	水再生センター、幹地設再構築事務所職員	20,593千円	日額300~550円
危険視察作業手当	水再生センター、下水道事務所職員	2,515千円	1時間 100~120円 (電気主任技術者として選任された者 日額160円)
変則勤務手当	水再生センター、下水道事務所職員	18,739千円	1勤務 340~460円 1夜間勤務 1,500円

(イ) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和4年度決算)	1,269,728千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	537千円	
支給実績(令和3年度決算)	1,233,230千円	
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	522千円	

(注) 休日給を含む。

(ロ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度(令和4年度決算)内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000円(課長級は3,000円)	同じ	—	178,345千円	201,976円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】15,000円	同じ	—	75,934千円	181,227円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり限度額55,000円) (2) 交通用具使用者 応じた定額①~③×6月 ①一般 2,600~15,000円 ②通勤不便 3,900~29,700円 ③障害者 4,500~37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)	同じ	—	379,809千円	158,783円

単身赴任 手当	【内容】 公著を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配属者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給率額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～60,000円 (職員、配属者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	528千円	528,000円
管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給率額】 22,600～129,600円	同じ	—	140,077千円	1,111,722円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給率額】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員 特別勤務 手当	(1)指定職給料率運用職員、管理職が、臨時又は緊急の必要により、勤務の運営のために必要に上り、日又は休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの前であつて、生徒の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給率額】 (1)1,600～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2)2,000～6,000円	同じ	—	2,420千円	14,070円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に支給 【支給率額】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	92,090千円	257,235円

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 正規の勤務時間

職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分です。月曜日から金曜日までの5日間に、1日につき7時間45分振り振られます。フレックスタイム制勤務職員及び職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員は、正規の勤務時間の割振りを別に定めています。知事部局職員の正規の勤務時間の割振りには次のとおりです。

区分	正規の勤務時間	休憩時間	休日
S 班	午前7時から 午後3時45分まで	正午から午後1時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前11時から正午まで、午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時まででのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定する。	日曜日 土曜日
S I 班	午前7時30分から 午後4時15分まで		
S II 班	午前8時から 午後4時45分まで		
A 班	午前8時30分から 午後5時15分まで		
B 班	午前9時から 午後5時45分まで		
C 班	午前9時30分から 午後6時15分まで		
D 班	午前10時から 午後6時45分まで	午後1時から午後2時まで	
E 班	午前10時30分から 午後7時15分まで		
F 班	午前11時から 午後7時45分まで		

フレックスタイム制を実施する職員は、4週間を1つの単位期間として、合計で156時間の正規の勤務時間を設定します。なお、始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、下表より選択し、所属長が切り振ります。

正規の勤務時間の別振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前7時	午後3時45分	正午から午後1時まで。ただし、命権者が認められる場合においては、当該命権者は、午前11時から正午まで、午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定する。
午前7時30分	午後4時15分	
午前8時	午後4時45分	
午前8時30分	午後5時15分	
午前9時	午後5時45分	
午前9時30分	午後6時15分	
午前10時	午後6時45分	
午前10時30分	午後7時15分	
午前11時	午後7時45分	

備考 フレックスタイム制勤務職員が、4週間ごとの期間につき1日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日をおける場合における終業の時刻については、午後4時、午後4時30分、午後5時、午後5時30分、午後6時、午後6時30分、午後7時、午後7時30分又は午後8時とする。

2 休暇 休暇とは、一定の事由のある場合、職員が任命権者の承認を得て、勤務することを一時的に免除される制度で、次の6種類があります。

名称	概要
年次有給休暇	職員自身の疲労を回復させ、労働力の維持増進を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与える年間一定日数の休暇 新規採用職員は、採用の月によりそれぞれの日数が与えられる（4月採用の場合は、15日）。 勤続2年目以降の職員には、毎年1月1日（学校職員は、毎年4月1日）に一律20日与えられる。 ※育児短時間勤務職員は調整される場合がある。
病欠休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇。病欠休暇の期間は、療養のために勤務しないことが相当と認められる最小限度の期間。ただし、有給期間は、1回につき引き続く90日までである。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇
介護休暇	職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認することができる。ただし、6月の期間経過後であっても、通算180日を限度として、2回まで更新することができる。
介護時間	職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 取得の初日から連続する3年の期間内で承認することができる。

勤務時間の始め又は終わりに関して、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行う。
月60時間を超えて超過勤務をした場合について、超過勤務手当の支給割合の引上げ分の受領に代えて申請することができる休暇。超過勤務を行った月の翌々月まで申請することができる。

(1) 年次有給休暇、病欠休暇及び介護休暇の取得状況（令和4年）

区分	年次有給休暇 平均取得日数	病欠休暇 取得者数	介護休暇 取得者数
知事部局	14.8日	724人	25人
行政委員会等	13.5日	40人	3人
交通局	17.8日	322人	11人
水道局	18.2日	189人	5人
下水道局	17.2日	101人	1人
教育庁（学校）	16.1日	1,863人	149人
警視庁	8.3日	456人	29人
東京消防庁	13.0日	166人	3人
合計	13.5日	3,861人	226人

(注) 1 年次有給休暇平均取得日数は、令和4年1月1日から令和4年12月31日まで（教育庁（学校）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の間の職員1人当たりの取得日数である。
2 病欠休暇取得者数は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に病欠休暇を取得した職員数である。
3 介護休暇取得者数は、令和4年度中に介護休暇を取得した職員数である。

(2) 特別休暇の導入状況（令和5年8月1日現在）

名称	概要	付与日数等
公民権行使等休暇	選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行のための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	産前産後の休業として与える休暇	産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合は24週間）
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する症状のため勤務することが困難な場合の休暇	1回の妊娠について、合計10日以内（時間単位）
早期流産休暇	妊娠初期において流産した女性職員が、母体の健康保持又は心身の疲労回復を図るための休暇	流産した日の翌日から起算して、引き続く7日以内（暦日単位）
母子保健健康診休暇	妊娠中である女性職員が、母子保健法の規定に基づく健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中に9回及び出産後に1回又は妊娠中に10回の範囲内で、必要と認められる時間
妊婦通勤間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその産児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりに60分を超えない範囲内でそれぞれ30分に15分を単位として増減した時間の範囲内又はいずれか一方に60分の範囲内